

無電柱化の推進

■ 無電柱化の目的

無電柱化は、「道路の防災機能の向上」、「通行空間の安全性・快適性の確保」、「良好な景観形成」などの観点から優先的に無電柱化に取り組む道路を位置づけ、事業を推進しています。

道路の
防災性能の向上



〈電柱の倒壊による道路閉塞〉



通行空間の
安全性・快適性の確保



〈歩行の支障となる電柱〉



良好な景観形成



〈美観を損ねる電柱・電線〉



※出典:国土交通省資料より

■ 緊急輸送道路における占用制限措置導入

台風等の影響により電柱が倒壊すると通行障害や道路閉塞が発生し、緊急車両等の通行、地域住民等の避難に支障をきたす恐れがあります。さらに緊急輸送道路において道路閉塞が生じると、災害復旧作業に大きな支障をきたします。

このため、高知県では、全ての緊急輸送道路において、道路法第37条の規定に基づき、電柱等の新設を禁止しています。

※ 緊急輸送道路

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路。

都道府県地域防災計画や市町村が定める地域防災計画にて位置づけられる。

地震による電柱倒壊事例



(平成28年熊本地震)



(平成7年阪神淡路大震災)

台風による電柱倒壊事例



(令和元年台風第15号(千葉県館山市))



(平成30年台風第21号(大阪府泉南市))

※出典:国土交通省資料より

■ 高知県内の整備状況

高知県では、関係者の協力の下、電線共同溝方式や要請者負担方式により、県管理道路において約7.1kmの無電柱化が完了しています。

県道桂浜はりまや線(高知市)



▲整備前



▲整備後

■ 高知県無電柱化推進計画

高知県では、無電柱化の推進に関する法律第8条に基づき、令和3年11月に「高知県無電柱化推進計画」を策定しました。

今後は、道路事業に合わせた無電柱化の推進やコスト縮減(低コスト手法)及びスピードアップ(工期短縮)にも取り組んでいきます。

無電柱化事業実施区間

(令和7年3月末時点)

